

## 退所者給与金受給者の御遺族の皆様へ大切なお知らせです ～特定配偶者等支援金制度が始まります～

- 平成 27 年 10 月より特定配偶者等支援金制度が始まります。
- これは、退所者給与金受給者の方の御遺族の生活の安定を図ることを目的として、退所者給与金受給者の方がお亡くなりになられた後、その配偶者又は御両親に対して月額 12 万 8 千円を支給するものです。
- 平成 27 年 9 月 30 日以前に退所者がお亡くなりになられている場合、その配偶者又は御両親のうち以下の①又は②に該当する方々が支給の対象となります。
  - ① 退所者が御存命中、退所者給与金に扶養加算が行われており、扶養加算の対象として届出が行われていた方々
  - ② ①の方々以外で、退所者が御存命中、退所者給与金に扶養加算が行われており、扶養加算が行われていた期間中に実態として退所者に扶養されていた方々  
⇒ その期間中に退所者に扶養されていたことを示す資料（住民票の写し、預貯金通帳、日記及び手紙等）により扶養事実の確認を行います。
- 支援金の支給申請は、8 月頃から受け付ける予定です。該当される方は、できる限り早く手続きを行ってください。
- 申請様式は、厚生労働省 HP 内の下記 URL からダウンロードできるほか、電話又は郵便でお求めいただくこともできます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000092636.pdf>

### 【お問い合わせ先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館 7 階

厚生労働省 健康局 疾病対策課 ハンセン病係

電話：03 (5253) 1111 (内線 2369)

F A X：03 (3593) 6223